

令和3年7月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和3年7月30日（金）午後1時32分から午後4時47分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 22人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

(2) 推進委員 18人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推4番	竹内 益貴
推5番	太田 辰男	推6番	赤羽 武史
推7番	村沢 由夫	推8番	上條 博志
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推14番	丸山 寛実
推15番	波田野裕男	推16番	波場 秀樹
推17番	森田 大樹	推18番	中澤 一海

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
26番	堀口 崇		

(2) 推進委員 0人

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第80号～第83号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第84号～第87号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第88号、第89号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第90号～第95号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第96号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

農業委員会の運営と活動体制等に係るアンケート調査結果について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	係 長	高橋千恵子
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事 務 員	加藤 悠希
		農 政 課	主 事	宇治 樹
		〃	事 務 員	中村 愛佳

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 小林会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 5番 中川 敦 委員

8番 河西 穂高 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関わる事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第80号 農用地利用集積計画決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご用意いただきたいと思います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説

明をしていただきます。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、本日は私のほうから新規就農者について説明をさせていただきます。

1 ページめくっていただいた裏側になりますが、お願いいたします。

まず、〇〇〇〇様でございます。53歳ということで、梓川にお住まいで、農地は神林、それから和田ということになりまして、3筆、約4反歩弱を借入予定でございます。就農目的は出荷を行う農業でございまして、白ネギを予定しております。農業従事者は本人、出荷先はJAや地場産品直売所ということで、〇〇〇〇〇〇〇を想定しております。販売は白ネギ約10トン、販売見込みは300万円ということでございます。神林で3年間水稻栽培の経験がありまして、一般農家で知識等を取付てきました。梓川からの通作距離7キロとなります。今後規模拡大を目指して、議案に関しましては、1ページの10番、それから3ページ下段の1番ということでございます。署名は二村農業委員、それから上條博志推進委員をお願いしております。

続きまして、次の〇〇〇〇様でございます。68歳、住所地、それから農地所在地ともに内田ということで、4筆で5畝強を借入予定ということで、目的は自家消費ということでございます。自家野菜ということで、番号的には16ページの上段の1番、署名は丸山農業委員をお願いしてございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元委員からの補足説明をお願いいたします。

1の梓川であります。二村委員さん、お願いします。

二村農業委員

先日ですが、〇〇さんとお話をさせていただきました。実は〇〇さんは、この神林の水田を作られていらして、そこは奥様のご実家だそうです。たまたま奥様のお兄様が亡くなられちゃって、その後、お父様と一緒に作られたんですが、ネギを作りたいということでお父様に相談したところ、それだったら田んぼのほかに何か土地を借りてやるならいいというお話で、どうしてもネギも、また水田のほうもやりたいという方で、本当に一生懸命今までやってきたというお話をされて、これからこういう方が農業をしていただければ、今、作らなくなった畑とかは、本当にありがたいなというふうに感じました。

それで、これからも、できることであれば、もう少し増やして、農業で生活していくというふうにお話しされていたので、是非これからやっていただきたいという、そういう方だと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて、内田でありますので、〇〇さんについて、丸山委員さん、お願いします。

丸山（茂）農業委員 〇〇さんですが、数年前より塩尻市の農地を借りて、自家消費を主とした野菜を耕作していたそうです。それで、本業の建築業を息子さんに引き継いだもんですから、野菜栽培の面積を増やしたいということで、今回、内田の農地をお借りしたということです。

それで、中にはもう数十年作ってなかった農地も、自分で伐根したり、いろいろして、耕作ができる状態にし、畦畔の草刈り等、早朝より熱心に取り組んでいましたので、いいかと思えます。お願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村（農政課） いつもお世話になっております。農政課の中村と申します。着座にて説明させていただきます。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1 ページ目をご覧ください。

5 - (1) -ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第80号になります。

合計欄のみ読み上げますので、15ページをご覧ください。

一般、筆数46筆、貸付け25人、借入れ22人、面積5万9,574平米。

経営移譲、筆数23筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2万4,333平米。

利用権の移転、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,931平米。

所有権の移転、筆数6筆、貸付け2人、借入れ4人、面積8,051平米。

第18条2項6号関係、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積3,244平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数143筆、貸付け76人、借入れ1人、面積20万2,851.33平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数130筆、貸付け1人、借入れ38人、面積19万6,721.33平米。

合計、筆数353筆、貸付け109人、借入れ70人、面積49万7,705.66平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数135筆、面積19万3,498平米、集積率は73.72%です。

議案第80号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺います。
議案第80号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第81号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、丸山茂実委員には退室をお願いをいたします。

(丸山(茂)農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課) 続きまして、16ページをご覧ください。
議案第81号になります。
合計欄のみ読み上げます。
一般、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積521平米。
農地中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,433平米。
合計、筆数7筆、貸付け、こちら「2筆」となっておりますが、正しくは「2人」になります。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。
続けます。貸付け人、借入れ2人、面積1,954平米。
上記利用権設定のうち、一般分の認定農業者への集積はゼロ%、一括方式機構配分関係の認定農業者への集積率は100%です。
議案第81号は以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第81号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様

様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決することといたします。
それでは、退室をしております丸山茂実委員の入室を許可いたします。

(丸山(茂)農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第82号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員による案件になりますので、31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課) 続きまして、17ページをご覧ください。
議案第82号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,411平米。
認定農業者への集積はございません。
議案第82号は以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案第83号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員による案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課) 引き続き17ページをご覧ください。
議案第83号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数10筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,697平米。
認定農業者への集積は、集積率100%となります。
議案第83号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第83号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております三村委員の入室を許可をいたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きます、議案第84号から87号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件についてを上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。よろしくお願いたします。

議案第84号、神田一丁目〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、29平米を農業経営規模拡大に伴う利便性の確保のため、贈与により〇〇〇〇さ

んへ所有権を移転するものです。

議案第85号、新村〇〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況、畑、780平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。なお、本申請は、農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を設定した農地になります。

あわせて、〇〇〇〇さんは新規就農者です。住所地は新村、就農目的は自家消費を中心とする農業、農業従事者は2人で本人と妻、署名は柳澤農業委員、中平推進委員です。

議案第86号、取出〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、畑、1,029平米外3筆、合計4,159平米を新たに農業を始めるため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第87号、取出〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、1,692平米外2筆、合計4,005平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議長

ただいま説明がありました。3条について、初めに議案84号について、地元委員の意見をお願いいたします。

青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

最後になりますので、丁寧にご報告をさせていただきたいと思っております。

私のほうとしては、このところにつきましては言うことはございません。

場所的には、皆さんもご存じかと思いますが、開成中学校のグラウンドが神田にあります。こちらにファミリーマートがあって、開成の北側のグラウンドのところ真っすぐずっと上がって行くんですが、左へちょっとカーブするんですが、奥を見るとホテルがあるんですが、そこまで行かないんですが、その手前のところの左側のところに実はこの申請地があるんですけれども、たまたまここは調整区域のところなんです。この今お話しした真っすぐずっと行くとゴルフ場の練習場のところへ行くこの道が開いたときに、3軒が拡張に道路に引っかかってしましまして、調整区域だったんですけれども、このところに3軒うちが建ったという経緯なんです。その一番3軒のうちのアルプス寄り、西側のうちのところに田んぼと、それから田んぼの横にあぜ道があったんですが、この田と書いてある29平米はあぜ道でございまして、これが一緒に筆になっていけばそれで済んでしまったんですが、〇〇〇〇さんが買ったときに、このあぜのところが入っていなかったものですから、売った本人は一緒に売ったつもりだったんですが、それが判明をしまして、こちらのほうを備考では贈与と書いてありますが、本当はこれ、一緒にもう売ってあったというようなことになっているようでございまして、特に問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いを

いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案84号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続いて、85号であります、新村でありますので、柳澤委員さん、願
いします。

柳澤農業委員 それでは、説明をさせていただきます。
所有者の〇〇〇〇さんですか、相続で取得しておりますが、住所が千葉県
ということで、今まで当然管理はできなくて来ておりました、近所の方が
一応トラクターで除草管理をしていただいたというような土地です。住宅
地にか困れておりました、なかなか借りて耕作してくれるような期待でき
ないような土地です。幸い今回、〇〇さんご夫婦が自宅の裏側にこの土地
が接しておりました、新規就農者ということで、自家用野菜、それから将
来的には直売所等も大分関心を持っておられるようで、そちらへも出荷で
きればというように考えておられるようです。そういうことで、別に問題
ないんじゃないかと、農地の保全に寄与するんじゃないかと考えておりま
す。お願いいたします。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いを
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第85号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続いて86号であります、四賀の取出であります。金子さん欠席でござ
いますので、事務局から説明をお願いいたします。

加藤事務員

金子農業委員から事前に伺っておりますので、私から説明させていただきます。

議案第86号、取出〇〇〇番〇及び〇〇〇番は坊主山ラインガルテン内の農地です。〇〇〇番はラインガルテンから南へ200メートル、〇〇〇番はさらに南へ200メートルの位置です。いずれの農地もきれいな状態で管理されています。譲受人の〇〇さんは、安曇野市にお住まいですが、通作時間は30分程度で問題ありません。お父さんである議案第87号の譲受人の〇〇さんと共に申請地などを既に耕作しているため、問題ないとのことです。なお、作物は水稲と野菜を予定しています。

議長

ただいま86号と87号と一緒に説明していただいたこともございますが、これにつきまして他の委員の皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようですので、集約をいたします。

議案86号と87号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続きまして、議案第88号及び89号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程をいたします。それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。

それでは、議案書3ページをお願いします。

4条の許可の件です。

議案第88号、笹賀〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、108平米を隣にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅にする計画です。申請地は既に住宅敷地として農地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用の手続がされていれば、基準を満たしており、また顛末書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

続きまして、議案第89号、波田〇〇〇-〇、現況地目、畑、43平米を所有者である〇〇〇〇さんが住宅敷地にする計画です。申請地は既に住宅敷地としてなっていますが、農地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用の手続がされていれば、基準を満たしており、また顛末書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 4条について申し上げます。
議案第88号について、地元委員の意見をお願いいたします。
なお、笹賀の岩垂さんは欠席でありますので、事務局からお願いいたします。

保科主事 笹賀ですが、岩垂委員から報告いただいております。
笹賀公民館から南に100メートルほど進み、最初の十字路を西にさらに100メートル進んだところにあります。岩垂委員からは問題ないと意見いただいております。

議長 現地調査をしていただきました三村晴夫委員にお願いをいたします。

三村農業委員 去る7月19日に塩原さんが急遽、体調不良のため欠席されましたので、事務局と3人で確認をさせていただきました。
ただいま事務局よりご説明のとおりでございます。書類に何ら問題ないし、追認にということでございますので、問題ないと確認をしてまいりました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第88号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、89号であります。波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 地元の森田委員さんと見てまいりましたが、もう既にうちの下になっておりまして、これはやむを得ないんじゃないかということで2人で話し合ってきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いいたします。

三村農業委員 お手元の写真の見たとおりでございます。建屋が農地に食い込んでいたということでございます。その指導のことでございますが、こういった関係、右の土地も地主さんの土地でございます、住宅の周りの中でございますので、問題ないと確認をいたしました。
以上です。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第89号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
次に、議案第90号から95号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案4ページをお願いいたします。
初めに、議案第90号、神林〇〇〇〇-〇、現況、田、598平米を島立にお住まいの〇〇〇〇さんと〇〇〇さんが農家住宅として転用する計画です。農振農用地ではありますが、令和3年3月8日付で農家住宅として農振の用途変更手続済みであり、集落と接続をしており、周辺の他の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

次に、議案第91号、笹賀〇〇〇〇-〇、現況、畑、7.36平米を〇〇〇〇さんが一般住宅として転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、隣接地と一体として同一事業目的で行うということで、面積が3分の1を超えず、また周辺の他の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続く92号、93号、94号なんですけれども、譲渡人が一緒ではありませんが、譲受人と用途が異なるため、全て別申請となっています。

それでは、92号のほうから説明させていただきます。今井〇〇〇〇-〇、現況、畑外3筆、合計750平米を〇〇〇〇〇が建売り住宅として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺の他の土地では

計画ができないため、許可相当と判断しました。

議案第93号、今井〇〇〇〇-〇〇、現況、畑外6筆、合計201.24平米を一般住宅として〇〇〇〇〇さんが転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺の他の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

議案第94号、今井〇〇〇〇-〇〇、現況、畑外1筆、合計139平米を隣接地にお住まいの〇〇〇〇さんが敷地拡張で転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺の他の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第95号、七嵐〇〇〇-〇、現況、畑、113平米に〇〇〇〇〇さんが駐車場として転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、周辺の他の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、5条案件でございますが、議案第90号でございますが、地元委員でございます、神林でございますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 この農家分家をする人は、農業もやってもらえるということで、仕方ないと思います。

議長 現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 写真の手前が道路で、これ、西北のほうを向いているんですけども、鉄塔のところは長野道です。それで、場所的には水田の中なんですけれども、右側も住宅、左側もちょっと1枚置いて住宅ということで、この白樫の内も地主さんの農地なんですけれども、そこを分筆したという話でございます。そういった中では、周辺の農地等々何ら影響ないし、農業をやっていたらという話もございますので、よろしいんではないかなと確認をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。
他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第90号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続いて、議案第91号、笹賀であります。岩垂さん欠席でありますので、事務局をお願いします。

保科主事 議案91号ですけれども、農地の場所はちゃあしゅう屋というラーメン屋の隣接したすぐ南東のところにあります。地元委員の岩垂委員からは、問題ないということで意見をいただいております。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 この写真は、南から北へ向かった写真なんですけれども、右に道路で、白枠があるわけで、その間が水路になっております。見れば、水路ののり面のようなところが何でこんなふうに残っているのか不思議なくらいなわけですけれども、左の方がそこを、自分の家を新築、改築ですか。建て直すについて、そこも転用して、一体として住宅地にしたいということですので、何ら問題ないと考えております。

以上です。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

上條委員。

上條（信）委員 この写真を見た限りで、この水路の水路敷がのっ越されているのかどうかちょっと心配になったんですけれども、そこはどうなっているんですか。

議長 事務局で。

保科主事 現地を見た確認の中では、水路とのそこに境が入っているんですけれども、本来ですと、水路敷、のり面といいますか、そんなように見えたわけですが、しかし、公図の中では農地で残っているという理解をしてきました。

議長 事務局で。
川村補佐。

川村局長補佐 今のご質問の件なんです。三村委員さんと同じなんです。この農地と水路、現況水路があるんですが、敷地的には水路敷と農地の間にさらに非常に細い筆が入っておりまして、分断はされているような格好にはなっております。あくまでも公図上です。よろしく願いいたします。

議 長 上條委員さん、いかがですか。

上條（信）委員 とかく後の改修のときに問題を起こしますので、本人は認識してもらったほうがいいと思う。水路の改修の時に、削ったとか削らないとかってということで、細い、大体決まっているはずなんだけれども。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 先月の梓川の案件もそうですけれども、いただいたご意見、許可証を発行する際に申し伝えるようにしておりますので、今回もそのような対処の方法でいきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 いいですか。
他の委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第91号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、92であります。今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員 28日、田中武彦委員と現地確認、事務局の保科さんも含めてやってまいりました。当該地なんですけれども、今井の赤坂橋から広丘の駅の方面は道が開いておりますけれども、それを広丘方面へ行って、集落が途切れる手前の左側が当該地。その東側には牛匠という焼肉屋さんもありますけれども、この92、93、94、先ほど事務局からのお話もありましたとおり、譲渡人が〇〇〇〇〇さん、同一の方でございまして、小高い丘と言いますか、団地と言いますか、隔離された場所に3つの5条の申請があるということで、農地であります。周りに与える影響は皆無。それでまた、その土地も農業に適する土地ではないということを考えまして、我々の立場としては、致し方ないという判断をいたしました。

議 長 現地確認をしていただきました三村さん、お願いします。

三村農業委員

現地確認した当日は、波田土建さんの重機で93番の図面ですけれども、多分ダンプ、波田土建さんだと思いますけれども、この左側が南側になるわけですけれども、そこに水槽が入ってしまっていて、それを地主さんのほうから撤去大至急してくれということ、行った当時は工事現場のようで、大丈夫かということで確認してきましたけれども、あと田中農業委員さんにもお話しする中で現地確認させていただいたわけですけれども、その後整地をされていたという話でございます。

そして、今、話のように、本当に背丈以上の段差がついた隔離された農地でございます。そういった中で、農地として利用するような場所でもないし、開発しても周辺に何ら問題ないというようなことで確認をさせていただきました。

以上です。

議長

ただいまの田中代理と、それから三村さんの話でございまして、一括して92、93、94とお願いしたわけでありましたが、他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案92、議案93、議案94と原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員が賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、95号であります、七嵐であります。金子さん欠席のため、事務局でお願いいたします。

保科主事

議案第95号です。七嵐ですけれども、場所は錦部の運動広場からおおよそ南東に300メートルほど行ったところにあります。坂道のところにあるという形です。金子農業委員のほうからは、現地を見まして、問題ないということで意見いただいております。

以上です。

議長

現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員

これは西側から東を向いて撮った写真かと思います。右側の欠けている部分が舗装の軽トラックが1台通れるような農道といいますか、道です。それで、四角の枠の左上、やぶのようになっておりますけれども、その上が

1 段上がったの家になっておったわけですがけれども、この白樫、ご覧のとおり 1 1 3 平米という形の中で、とてもじゃないが農地としての利用価値はないし、駐車場としてきれいに使っていた方がいいかなど、こんなように見てまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 9 5 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員が賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第 9 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1 件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 総会資料 6 ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第 9 6 号、寿豊丘にお住まいの〇〇〇〇〇さんが寿豊丘〇〇外 2 筆、合計 6, 1 5 8 平米について承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見をお願いいたします。
河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 先日現地確認してきました。水稻と、大豆の田んぼのところでした。適正に栽培されておりました。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第96号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理いたしました。

総会資料7ページからご覧ください。

7ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、8ページ、農地法第18条
第6項の規定による合意解約通知の件、8件、9ページ、認定電気事業者
の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、10ページ、11ページ、
農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、19件、12ページ、農
地法第4条の規定による届出の件、3件、13ページ、14ページ、農地
法第5条の規定による届出の件、12件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告に対しまして委員の皆様から質問、意見がありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明
のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた
します。

再開は40分に再開をいたします。

休憩といたします。

(休 憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいり
ます。

まず、協議事項から、農業委員会の運営と活動体制等に係るアンケート調

査結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会の資料の15ページをご覧いただきたいと思います。

まず、このたびのアンケート調査に皆様ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまをもちまして調査結果をまとめることができ、本日の全体協議につなげていくことができました。ありがとうございました。

まず、趣旨でございます。書いてあるとおりでございますが、任期満了を前にしまして、この3年間の農業委員会の運営、あるいは委員としての活動を振り返りまして、次期体制の参考としてまいりたいということでございます。

アンケートの内容、大きく2つに分かれておりまして、農業委員会の体制と申しますか、運営に対する評価、それから改正法が目指すところの農地利用最適化推進活動に対する評価、この大きな二項目でございます。

調査回答率は83.7%、36名の方にご協力をいただきました。

4番目、アンケートの結果でございますが、主なものをまとめてございます。

まず、アとしまして、農業委員会の運営に対する評価ということで、こちらについては、まず総会、あと推進委員が参加します拡大委員総会、こちらとの関係でございますが、会議時間の短縮をすべきだと。もっと合理的にというような意見がございました。また、議事以外の重要案件へ時間をかけるべきというご意見もございました。また、一番多かったのは、推進委員の出席回数を増やすべきというようなご意見でございました。太字で書いてございます。

(イ)としまして、農業委員の選出区分による役割、それから連携活動ということで、選出区分というのは、地区から出てきている地区の推薦があった方、あるいは農業団体等からの推薦があった委員、また中立委員というようなことで、これらの役割がなかなか明確になっていないんじゃないか、こういうご意見。また、例えば団体、あるいは個人の団体としての活動や個人の専門的な活動を報告する機会があるとよいというご意見もいただきました。

(ウ)として、農業委員、それから推進委員の役割と連携、こちらを模索しながら3年間来たわけでございますが、また後でいろいろな意見が出てまいります。また、推進委員を増員してほしいというような、これ、指数をはじいて推進委員の適正配置人数を過去に検討委員会を設けて検討してきたわけでございますが、配置基準が1人に達しないような地区においては、もっと推進委員を増員というふうな声もあったところでございます。

イとしまして、農地利用最適化推進活動に対する評価というところになります。

まず、(ア)として、担い手への集積・集約化、こちらについては、とに

かく地元 J A との連携が重要であるというご意見が圧倒的でございます。また、担い手や相続により土地を所有することとなったとき、耕作が困難な方に対する働きかけの場があるとよいというようなご意見もいただいております。

新規参入促進についてでございます。やはり J A との連携、また行政では農政課との連携、あるいは事務局との委員との情報の相互連携が重要ではないかというご意見はたくさんいただいております。

それから、最後、遊休農地の発生防止・解消についてでございますが、皆さんに呼びかけておりました日頃の、月に 1 回程度は日常的に農地パトロールして、自分の持ち場である担当区域に目を光らせてほしいというふうなことでございましたけれども、業務の合間、合間にいろいろな農地を、目につく農地等を見ていただいているという委員もございましたけれども、なかなか月に 1 回程度はできていないという委員が多数でございました。また、地区が広い、農地が多いため、優先順位をつけて実施しているというご意見をいただいております。

続きまして、16 ページは今後の対応ということですが、こちらについては最後にまとめていきたいと思っております。

17 ページをご覧ください。

農業委員会の運営と活動等に係るアンケート調査結果の詳細になります。

まず、総会等の農業委員会の運営に対する評価のところ、まず定例総会または拡大委員総会の関係ですが、進行や出席者や内容等がどうだったかというところですが、「かなり満足」、「概ね満足」、「概ね満足」が一番多くて 66.7% ですけども、「かなり満足」と合わせますと 77.8% ということでございます。

主な意見として 3 点、会議時間の短縮、あるいは出席率の悪い委員、あるいは推進委員の出席を増やすべきというふうな意見。

それから、続きまして (2) 専門委員会のところでございまして、こちら、農業委員のみ回答ということでございますが、こちら、「かなり満足」、「概ね満足」で両方合わせて 8 割ということでございまして、専門委員会については高い評価をいただいたかなというところでございます。

主な意見のところの農業振興委員会ですけども、市当局と意見の食い違いがあるため、住民と市でじっくり話し合う場が必要と。これは端的に言いますと、鳥獣害対策のところでは、住民感情を理解してもらうことが大事ではないかということで、意見の食い違いというのは、鳥獣害対策のところでは顕著に出たというようなご意見をいただいております。

また、情報・研修委員会のところでは、事務局から情報提供を積極的に行ってほしいというような意見もいただいております。また、お一人からは、推進委員も含めて専門委員会やったらどうかというようなご意見もいただいたところでございます。

続きまして、(3) ブロックの活動でございます。こちらもかなり高い評価ということで、「かなり満足」、「概ね満足」で 81.8% ということでございます。

主な意見としましては、北東部のほうからは、枠組みはよいけれども、活動について、いろいろな選択ができるんですけども、活動について、事務局の意向、あるいは農業委員会としての何らかの方針、こういう活動を今年は重点的にやりましょうとかというような、そういう方針を示していただくとよかったのではないかと。ブロック活動は本当にお任せで、幅広い選択肢の中で活動できることになっておりますが、方針を示してほしかったなど、こういったご意見。

それから、南部のほうでは、南部地区の特性といいますか、地域性がいろいろあって、中山間地域から果樹地帯からいろいろある中で、こういった中でのブロック活動は内容の選択が難しいんじゃないかなというご意見。

また、西部のほうは、各地区の現場を全員で見て歩いて、現状を把握することが大事ではないかなというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、一番下の（４）の地区の活動ですね。農業委員さん、推進委員さん、地区に帰りますと、公職といいますか、いろいろな行事があるということで、小学校行事の入学式、卒業式、運動会、音楽会、授業参観、それから多くの地区の会議、行事に出席して、寸志、酒も昔から持参しているというようなこと、あるいはもう委員会業務関係以外の参加はもう必要ないんじゃないかという割り切りの声等もあったところでございます。

また、それぞれの地区で農業委員さんと推進委員さんの役割分担、関係性、あるいは連携活動の在り方、こちらも今後の課題じゃないかのご指摘する声もありました。

また、地区の中でいろいろと農地パトロール等活動をやるんですが、なかなか細かい農地まで目が行き届かないという中で、農地パトロールを手伝ってくれるというか、担ってくれる役割の方がいるといいなど、そんなご意見もいただいたところでございます。

地区の活動につきましては、少々改善が必要というようなところが37.9%もありまして、「かなり満足」、「概ね満足」合わせましても55.2%ということで、地区に対する活動の項目では、ちょっと低評価というようなことでございます。

18ページお願いします。

（５）担当区域の活動でございます。こちらについては、JAともっと情報交換すべきというご意見があって、これは一番の課題でございますが、JAの人事異動により影響があると。JAの課長さんの人事異動。そう考えると、うちも今回、委員の改選、入れ替わりがある中で、農業委員さん、推進委員さんも交代してしまうというようなところで、継続的な情報交換の場をどうやって設けるかというふうなことは課題として挙げられるのではないかと考えられます。

地籍に関わらず、ケースによっては地区の管轄を見直してもよいのではないかとというようなご意見もございました。例えば、推進委員さんの担当区域は、例えば岡田本郷、あるいは旧市という中でお一人というのが条例的な担当区域なんです、それはなぜそうしているかといいますと、推進委

員の空白地帯は設けてはいけないというふうなことが決まっているから、そうせざるを得ないです。ただ、現実的には、推進委員さんが選ばれた地区のことを、実際自分の住んでいるところを重点的にやってもらうというのは、これは自然な流れになっていて、例えば本郷の推進委員さんは本郷のことを重点的にやるというのは自然なことであって、旧市のほうとか、岡田地区まではというような考えもあって、なかなかそういうことは現実的には難しいと考えているところですが、例えば農協が合併して女鳥羽支所になったり、中山、寿等で合併しているという、あるいは山辺もそうですけれども、ブロック単位での活動というようなことも、もちろん農地のところは、住んでいるところが一番分かるし、ほかの地区外の農地なんて分からないかもしれませんが、もう少しブロック単位での活動が、連携活動ができれば、そこら辺をカバーしていけるんじゃないかなんてことも考えているところでございます。

(6) 農業委員選出区分による役割と連携ということで、こちらも「かなり満足」、「概ね満足」両方足しても67.7%ということで、評価はやはり若干ほかに比べれば低かったということで、反省点ということでございます。

選出区分の役割の違いが不明確、選出区分による役割、中立委員の役割、団体から推薦した委員の役割、あるいは地区からの委員の役割、ここら辺のご指摘かと思えます。

また、農地法等に関して、委員向けの勉強会があるといいというご意見もございまして、なかなかちょっと法が複雑な中で、さらに委員の知識、理解を深めるというところが必要だったかなというご意見。

それから、専門的な活動を報告する機会があるとよいというのは、自身の所属している組織なり団体なりでどういった活動をしているのかといったようなことを農業委員会の中で報告するなりして、全体の中で共有できればなという、こういうご意見です。

最後、農業委員と推進委員の役割と連携、こちらもやはり評価が低かったということで、「かなり満足」、「概ね満足」合わせて58.1%ということで、ほかと比べるとちょっと低かったかなと考えております。

農業委員と推進委員の役割が分からない。分ける意味もないように思われるというようなご意見。推進委員の会議への出席を増やすべき。3回に1回ぐらいはというようなこと。先ほど話しましたとおり、他地区と交互に選出されているが、それぞれの地区に推進委員は必要だというふうなご意見。いろいろなご意見があったところでございます。

円グラフは見ていただければいいかと思えます。

続きまして、20ページお願いいたします。

今度は最適化活動の関係で、まず担い手への集積・集約化の関係でございます。

委員活動の現状ということで、複数回答可ということで、選択してもらったところでございますが、まず意向把握・情報収集活動、こちらについては、地元JAと連携して実施していたり、地区の委員と連携して実施して

いるというふうなところが一番多かったところでございます。

J Aからの情報提供のほか、営農組合と連携して実施、あるいは多面的機能支払制度組織との連携、梓川営農支援センターや農地部会との連携というふうなことでございます。

あと、利用調整活動、マッチング活動の関係ですが、こちらで一番多かったのが、「地元J Aと連携して実施」、「地区の委員と連携して実施」が多かったんですが、「特に行っていない」と、マッチング活動は特に行わなかったという意見もかなり多かったということでございます。

また、情報のリスト化・地図化等につきましては、特にリストや地図化は作っていないよというところが圧倒的多数でございました。

あと、活動を推進するために必要な取組ということで、上位3つまで回答を求めたところでございますが、やはり一番多かったのは、「委員と地元J Aの日常的な情報交換・連携活動」ということ、あと「委員と事務局が入手した情報の相互交換・共有」というふうなところもありました。

意見については、そこに書いてあるとおりですが、確かに動こうと思っても、意見のところの欄の一番上のところですね。担い手への働きかけを行う場が少なく、現状、個人的なつながりのみで、なかなか動こうと思っても、なかなか動けなかったというようなご意見をいただいております。

黒ボツ3つ目のところですが、J Aが主たる業務を行っている。そのサポートをしているのが現状。その型は変えることができない。いかに形を変えるかというようなこと。

一番最終行のところですね。出し手・受け手の調整は地区内のことが分かっているJ Aが、特に問題なく調整しており、問題ないと思うというようなことですが、国の考え方で、なかなか円滑化事業が廃止されて、中間管理というようなことにシフトチェンジする中で、国が農協に対して求めることもなかなか変わってきている中で、地元の農協さんがいつまで、どの程度までこの集積・集約化に関わってくれるかというのは、この先ちょっと未知数なところはありますんで、今の状況がJ Aの組織体制として、その集積・集約化のマッチング活動が、今の活動がJ Aはこの先いつまで担ってくれるか。国の考え方は、農業委員会に農地利用最適化を義務化して、農業委員会自らの活動にしてくれというのが国の考え方で全国的には来ておりますんで、そこら辺の情勢把握といいますか、そこら辺も見誤らないようにしないとイケないかなと考えております。

22ページお願いします。

新規参入の促進についてでございます。

こちら委員活動の現状としましては、「地元J Aと連携して実施」が24.2%、「単独で実施」が22.6%という一方で、「相談を受けたことはない」という回答が10件、16.1%あったというのが、これが現状でございます。

必要な取組、上位3つまでということですが、やはり委員とJ Aの日常的な情報交換、それから委員、農政課、農業委員会事務局が入手した情報の相互交換というところが圧倒的でございます。

また、意見としましては、県の新規就農者の関係のアグリマスターセミナーとか、新規就農激励会とか、いろいろな取組があるもので、ぜひ連携してほしいといったこと。

また、下の一番下から2番目のところでは、農地所有者の高齢化、独り暮らしにより住宅を離れるケースが生じ、耕作放棄地や空き家が生じるという中で、農地バンクと情報交換して、いち早く対応すればよいといったようなご意見もいただいているところでございます。

最後ですが、24ページお願いします。

最後、遊休農地の発生防止・解消についてというところでございます。

委員活動の現状としまして、まず一番上のところが利用状況調査関係でございます。利用状況調査、「単独で実施」が34.5%、「地区の委員と連携して実施」が32.7%、「地元JAと連携して実施」が27.3%ということでございます。

私が思うには、「単独で実施」というのは、恐らく365日の中で月に3日程度、自分なりに担当区域を回って、日頃から遊休農地の状況を把握してほしいというお願いをしている中での「単独で実施」というふうなのが34.5%なのかなというふうに考えておりました。今回、6月、7月、1か月前倒しで利用状況調査をやったんですが、大体半分ぐらいのところは地元の農協の支所の課長さんや理事さん等と連携して実施しているというような地区もありますし、あるいは農業委員と推進委員さん連携して実施しているような地区もあるものですから、こんなことの反映なのかなと考えております。

その他の記述内容で、その他のところに地元農家組合長と連携できればというふうなこともあって、北東部ブロックの研修会の折には、地元の人に出てもらうんだから、日当や保険なんかつけてほしいというふうなご意見もいただいたところですが、予算に反映できるように、今、動き始めてまして、来年そういうのがつけばいいかなというところで、今、検討はして、庁内調整を進めているところでございます。

それから、設問の上から3つ目のところ、遊休農地の活用に向けた相談活動、こちら「地元JAと連携して実施」24%、その下「特に行っていない」というのが一番多くて26%ということで、なかなかどうやって行動に移していか分らないという悩みがこの数字に表れているんじゃないかなと考えております。

それから、遊休農地の調査、利用状況調査で反映した地図なりリスト化なりというところで、事務局としては、委員に就任した当初、白地図を配っておりますので、白地図はどのように使っていただいてもいいと。どんどん自由に書き込んでいただいて、情報を書いてくれというようなことでお配りしていたかと思いますが、こちら辺、白地図や独自に何かリストを作ってやっているかどうかというふうなところは、やはり6.9%というようなことで、意外に使われてないのかなというふうに思ったところでございます。

また、最後、苦情の関係ですけれども、事務局のほうは結構苦情は寄せら

れることが多くて、委員さんにつながずに、事務局単独で動いて文書指導しちゃうようなことがほとんどではありますけれども、委員さんのほうにも直接苦情が行くようなこと、あそこが草ぼうぼうで、何とかならないかというような苦情が行くこともあろうかと思いますが、委員さんのほうでは「地元J Aと連携して対応」というのが一番多くて、29.4%になっていったと。一方では、「苦情を受けたことがない」というような回答も27.5%あったというところでございます。

あと、最後、意見のところですね。一番下のところでございますが、地区が広過ぎて目が届かないというようなご意見もいただいている中で、365日あるもんですから、少しずつ少しずつ調査していただければというふうなお願いしてきた経過はございますが、中山間地、山間地は遊休農地の解消、山林に戻すことが一番だというようなご意見。

また、別の土地の使い道を探ると。治山治水、新しい産業としてバイオマスや木材加工などというような農地以外の利用方法を探るというふうなご意見。

それと、ちょっといろいろな意見がある中で、小面積の農地や地区外者の所有地が特に遊休農地となりやすいということで、有料で地元で管理できるような仕組みを行政で考えていただきたいというようなご意見もありまして、遊休農地の苦情が来た場合、事務局としては、指導するとともに、シルバー人材センターを紹介しています。シルバー人材センターにお願いして、年に3回ぐらい管理、多少お金はかかるけれども、シルバーに頼めば管理できますよというご案内をしているところですが、有料で地元で管理できるような仕組みを行政で考えていただきたいというようなご意見をいただいたもんで、ちょっと思いもよらない発想があるんだなというふうに思ったところがございます。

こういったところがいろいろなアンケート調査の結果の詳細になります。

それで、16ページに戻っていただいて、今後の対応（案）ということで、本日の協議のたたき台にさせていただければと思いますが、まず農業委員会の運営に対する評価でございますが、定例総会への推進委員出席回数の見直しということで、令和2年度を振り返りますと、コロナ禍ということもありまして、結果として推進委員に来ていただく機会、任意で参加というのは除きまして、全員に出席を求めるような機会は一度もつくれなかったということがございますが、通常年であれば、年4回程度の出席は必ず求めていって、総会の後半で農地利用最適化に関するような情報交換、うちの地区ではこういうことをやっているというふうなことを情報交換をするというようなことで、具体的なやり方はまた考えなければいけませんけれども、そんな機会をつくりたいなと考えています。

それから、農業委員の選出区分により役割の明確化という中で、地区推薦以外の委員については、その特性に応じて総会で個別に発表の機会を設けるなどということで、例えば農協の取組、水利組合や土地改良区の取組、あるいは非農家から見た農業に対する様々な疑問や評価、こういったことを取り上げながら、農業委員会としてみんなで情報交換したり、議論をす

るような機会、こういったことを設けていければと思います。

そして、推進委員の増員というご意見の中では、こちら、条例によりまして定数、今現在、18人という条例定数でございまして、条例改正すれば増員というようなことはできないわけではないけれども、条例定めてやっとなら1期が過ぎたという中で、それなりに理屈づけが必要になりますんで、まず今の体制の中で工夫してやっていくことはできないのか。地区という狭い範囲じゃなくて、ブロック全体での利用状況調査とか、こんなような形、日頃の農地パトロールは、やはり自分の持ち場である地元密着の担当区域を主でやっていただく、これはもう基本にはなりますけれども、ブロック活動であるとか、あるいは農協の支所単位での活動であるとか、こういったところで工夫ができないのかどうかというようなことも検討していきたいなと思っております。

続きまして、最後、農地利用最適化推進活動に対する評価ということでございます。

J Aとの連携が欠かせないということで、どうやってJ Aに入っていくかということが重要になります。まずは、特に委員、農業委員、推進委員さんが交代する地区については、現委員からJ Aに新しい委員を紹介して、つないでいただきたいと考えておりますし、人・農地プランの会議、人・農地プラン自体が形骸化している、人・農地プランの組織、農業再生協議会、地区単位にある農業再生協議会、なかなか形骸化している組織なんですけど、J Aとのつながりというふうなことを考えれば、再生協議会、地区農業再生協議会というふうなところが重要になってくるのかなと思っておりますが、あるいは現実に本当に機能しているような会議の場を利用して、事務局も含めて地区に入っていくようなことができないのかどうかというようなことも考えていかなければいけないと思います。

あと、市農政課、事務局との情報交換・連携活動ということで、総会に今までも農政課の担い手担当を中心に時々来ていただいて、情報提供していただいたこともあるんですが、総会という大きなくくりではなくて、ブロック別の会議等、もう少し小分けの会議の中できめ細かに、農業委員会事務局もブロック会議の場に積極的に出かけるなり、開催するなりして、様々な情報交換、情報共有に努めていきたいと考えておりますし、例えばそういうブロック活動の場に農協さんの事務局を招くとか、その関わり方はいろいろと考えられるものですから、いろいろなお知恵を出していただいて、農協の情報、それから農業委員会の情報、こういった情報が交換、共有できれば、いい方向に行くんじゃないかなと。

事務局も、売りたい、貸したい情報、いろいろと窓口で問合せがあったものはホームページで載せたり、あるいは農業委員会だよりで配ったりしてありますけれども、広報まつもとに載けるといようなご意見もお一人からいただいたんですが、確かに農業委員会だよりは農業者しか配られてない。西部の梓川とかあづみ農協管内のほうは全戸配布というところもあるんですが、なかなか全個人に配られるような広報になりますけど、なかなかちょっと今、時代状況として、広報まつもとの在り方も見直しが進んでい

て、ちょっとどういう方向に向かうか、今、分からないもので、紙での配布を続けるのか、あるいはもうデータでの配信になるのか、希望する人だけ紙を送るのか、そこら辺の先も見えない状況でございまして、ちょっと悩みどころかなと考えています。

以上でここに挙げた内容はおおむねご説明申し上げましたが、まだ足りない部分はあるかと思えますので、これから1時間ぐらいしっかりとご議論いただいて、キャッチボールしながら、最後の話し合いをして締めくくればいいかなと事務局では思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

今、皆様からアンケートの結果を微細にわたって板花補佐のほうで説明をしていただきました。

細かいところまで説明していただきましたので、皆さんの意見はこの中で出ていると思います。しかしながら、ここに対するものといたしましても、委員の皆様から、いや、こう思っているとか、いや、ここはこうだというような意見を聞いて、私は本当は一人一人から、ここ、終わるものですから、短く反省とか、反省と言うとおかしな話ですが、こうだというようなことを端的な形で一人ずつどうですかね、聞いていったほうがいいですかね。それとも、ご意見のある方は手を挙げて言ってもらおうと。どっちがいいですかね。

三村委員さん。

三村農業委員

会長さん、今、全員という話もありましたけれども、今、板花補佐の説明報告の中で、大変JAとの連携というご意見いただいております。私的には、農協がやはり培ってきた部分、こういったところにも評価されているかなと私自身は考えております。

それで、農地の流動化もそうなんですけれども、やはり昔からやはり農協窓口で、集積化事業の中で置き去りにしたわけなんですけれども、中間管理事業に移行した中で、一時、事務的手続の云々の中で少しやり取りあったことも事実でございまして。それは事務的な煩雑さの中で、各支所の営農生活課長さんも大変な事務量を抱え込む中での苦しみもあったかと思ひますし、それとハイランド農協も、行政区、松本市ばかりでないわけですよ。市村。行政によってこの事業の取組み方が全然違うんだと思ひます。行政主導でやっている地域もある中で、ハイランドはやはり行政と一体となって足並みをそろえて積極的に関わってきたのが私どもの農協かな思ひて、そういう中では、やはり今、農協の営農生活課長会の中でも、そういった相談なり事務手続については、積極的に手助けをさせていただいております。

そういった中で、多分今、長野県下でも中間管理事業の集積率、多分トップですよ。そこまで、私ども農協ばかりではなくして、それは農業委員さん、本当に行政の皆さんの力もあった中で、大変集積率、本当に長野県下でもうそういった数字まで持ち上げた。そのことで、またいろいろな国

の施策やなんかも受けやすくなったりとか、いろいろな中で効果が表れてきているのかなと、そんなように考えております。

そして、先ほど補佐の中で、農協がいつまでお手伝いしてくれるのかなというような、ちょっとクエスチョンついた発言がちょっと気になったので、やはり農協は、やはり農業委員なり、地域の農家なり、集落とも切り離して決して事業をできるものではないと考えております。そういった中では、やはり農家の皆さんなり地域の皆さんのそういった要望なり苦しみには一緒になって手を携えていきたいというのが農協かと思っていますので、そのクエスチョンは要らないと私は確信しておりますので、今後とも大いに農協も使えるところは使っていただきたいと。各支所、統廃合したり、いろいろな部分もありますけれども、しかし、ちゃんと営農生活課長を置いて、そういった業務については継続性の中で取り組んでおりますので、せっかくこれだけの評価をいただいたことについては、私も本当に感謝申し上げますし、またこれについて応えていけるような体制はきちっと整えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

三村委員さん、ありがとうございます。

今、三村委員さんは常務というふうな立場でございまして、JAのナンバー2の地位にあるわけでありますが、こういった方が農業委員会に出席していただきまして、今、はっきりとそんな方向を打ち出していただいているということは非常にありがたいことだと思います。

どうですかね。これはこれとして、それぞれの委員さんから短く一人一人、やらなくていい、青木さん。

青木農業委員

いいです。

議長

それでは、青木さんはいいですというような話もあったわけでありますが、それでも今後について、こうしたらいいというようなご意見がございましたら、私、指名いたしますので、どうかまたそれじゃお願いしたいと思いますが、どうですかね、発言のある方。

中川委員さん、どうですかね。今のこのアンケート結果と、それから三村委員さんが農協はこれからも協力しますよといったようなお答えがあったわけでありますが、この農業委員会の皆さんの回答と、それから今後についての何かご提案がありましたら。

中川農業委員

すみません、私自身、5月、6月、7月とちょっと休眠期に入っております、出席しませんで、非常に申し訳なく思っています。

これ読ませていただいて、そうだなと思うところもありますし、私的には、例えばこの前半のこの議事ありますよね。これ、もう少し時間短縮できないもんかなと正直思います。ここだけで疲れちゃう。大事なのは後半ですよ。後半の部分の議論の時間というのをもう少し取ってもらって、あと、それから発言する委員が少ないんじゃないですけども、時間がなかった

りするので仕方ないですけれども、もう少し議論を戦わすような、いろいろな意見を述べ合うような場がもっとできれば、もっといいのかなというように思っています。

私自身、初めての1期だったものですから、本当に素人やったんですけれども、2期目はもうちょっとまともにやりたいと思っていますので、また今後もよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

私のほうからちょっと指名させていただいて、ご意見を伺いたいと思いますが、最適化推進委員の大澤さん、どうですかね。1期お願いして、そしてまた今、この状況で。

大澤推進委員

推進委員としてアンケートを提出させていただいたんですが、やはり会議をもっと活発化するためには、だらだらとした会議じゃなくて、きちっとした意見が皆さんから出るような会議にしていきたいと思うんです。

例えば、今日の会議においても、農地利用集積計画の別冊でもっていろいろと事務局から説明されて、それに対して各委員の皆さんから意見なり、現地調査したというお話が出るんですが、これを一括でもってできないか、そういう点も考えていただきたいと思います。

これはぜひアンケートに出た回答が少なくても、それなりの意見を持った回答なものですから、何とか事務局なりいろいろな面でもって反映するように、仮定じゃなくて、改革していただきたいと思います。

それと、北東部ブロックのときに私、ちょっと意見述べさせてもらったんですが、今回の状況調査、委員1人でもってやるということは、これは不可能です、はっきり申し上げて。それで、地区の町会長なり、農家組合長なりを引っ張り出してやるんですが、その方に対して何らの手当もないんですよ。それを私は北東部ブロックのときに申し上げたんですが、ぜひ来年度か再来年度には実現できるように、たとえ僅かばかりのあれでも結構ですが、ぜひ実現できるように目指していただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

事務のほうで、今、大澤委員の言われたことに対して何か対応策ありますかね。

板花補佐、ご意見として承っておく。

川村局長補佐

まず、前段の農地、いわゆる農政課のほうの利用権のほうは、ちょっとさておいてですけれども、これはどうしても委員さんが出入りしちゃうというのは、その人の採決ができないからという、採決に加われないからというのがあります。短縮するとすれば、そののまず利用権のほうから申し上げますけれども、退室をしないで、その人が挙手をするをしなければいいだけなんです。仮にですけれども、私も3年やっていて、反対と

いう意見はないんですが、もし反対する人がいた場合に、その人が見えてしまうというのがあります。その辺の配慮で多分、昔から退出していただきと言って、一つずつ議案にしていると思います。ただ、繰り返すようで恐縮なんですけど、現実的には手を挙手しないというのは見たことがないです。その辺は改革の余地はあるかと思っています。

あと、3条、4条、5条、これも改革する形は、案としては、例えば4条、5条でいきますと、今、一括で説明して、1議案ごと現場に行っていた委員さんの意見と地元委員の意見をお聞きするという形なんですけど、もし仮に一括方式を取るという形、いわゆる5議案あったら、1から5までを一括で審議するという形を取るということになると、事務局一括説明の後、現地を確認していただいた委員さんが5議案分全部説明をし、それぞれの地元委員さんの説明を行って、質疑をする場合は、議案第何号について、こういうことを問いたい、そういった形で質疑を受けて、最後に一括議決というか、審議ですね。議決じゃないですね。審議ですと。そうすると、確かに時間短縮になるというのはあるんですけども、ここは議論しないといけないのは、審議というものは、一括じゃなくて、一つずつ審議したほうがいいんじゃないかなというご意見もちょうだいする中で、3条というものは、一括でやっていたものをばらばらに、1議案ずつにしたという経緯もございます。ですので、これはまた次の新たな体制という形もありますけれども、どちらのほうがいいのかということも含めて、事務局のほうもちょっと勉強したいと思っています、他市町村のほうがどのようにやっているかと。そういった中で、勉強した中で、皆さんのほうにその結論というか、勉強した結果をお伝え申し上げて、今後どのようにやっていくのが一番ベストなのかというのを皆様と一緒に考えていければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

前段のほうのご意見につきましては以上でございます。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

後半のほうの利用状況調査の関係ですけれども、確かに四賀地区においては、もう農地の数たくさんあって大変だというのは、私も過去に何回も行っているもので、分かります。それで、今考えていますけれども、その意見を参考にしまして、例えば協力いただいた方に日当を出すとか、あるいは委員さんは委員活動の一環として傷害保険はあるものですから、何らかの保険の関係、これについて今、庁内で出せないかどうかというのを庁内のルールにのっとって、今検討を始めたところでございますので、そういうのが予算の反映も含めて、それは来年、あるいは再来年になるかもしれませんが、検討しているということをご承知いただきたいと思ひます。

それから、前提としまして、農業委員さん、推進委員さんの担当区域の活動がありますので、半日とか1日とか、2日とかということで利用状況調査をやるというような組立て、考え方じゃなくて、日々計画的に区域内の

農地について目を光らせていただいて、そのために白地図もお渡しする中で、ぜひ月に3回というようなことでお願いしてまいった経緯がありますが、日々の活動の積み上げの中で、最後の利用状況調査が総まとめとしてあるんだというような、そういう考えに基づいてやらないと、そんな半日や1日でできるもんじゃないということは十分承知しておりますので、ぜひそこら辺をお願いしたいというのが前提としてあります。

ぜひその報酬や保険については検討していますので、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

今月の常任会議の中で、国の方針で、もちろん機構を通して80%の集約をしろというようなことを言っているわけではありますが、規制改革委員会から、今の荒廃地の問題にしても、短期間のうちに調べて、今年の11月までに報告しろと。これは義務化して、どうしてもやれというようなこの間、指導があったわけではありますが、そんなことをできるはずないじゃないかと。これだけの今の大澤さんの発言のとおり、かなり出席している会長たちから手が挙がりまして、80%なんていう数字は達成できるはずがないじゃないかと。小さな農家を守りましょうなんて言っている反面で、そういうのが、とにかく規制改革委員会の考え方が物すごいと。

今度、農業委員会の専務になった〇〇さんかな、あれ。農政部長も答えに困って、そんなものはほうっておいてくれというような答弁でありまして、本当に国の方針と現場とのあれが非常に乖離しておりまして、このところ、もちろん松本なんかいいほうだし、伊那とか長野も、北信のほうも中山間地がいっぱいあるわけでありますので、そんな思いではいけないじゃないかという議論がこの間もさんざんありましたんで、もちろん農業委員が、先ほど板花補佐が言ったように、農業委員がJAに頼らないで自分たちでやれというようなことを盛んに言うらしいんですね、規制改革委員会で。無理なことでありまして、せめても三村委員さんが農協はまたこれからも支えますと言ってくれたことが非常に私は本当に頼りになるなと思っているところでもありますので、よろしく願いたいというふうに思います。

ほかにご意見を伺いたいんですが、隣で河西委員さん、どうですかね。1期やってみた中での。

河西農業委員

まず、このアンケートを作成するの、すごい大変だったと思うんですけども、事務局に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

このアンケートの内容は、今後長い間、来期3年ありますけれども、続けて生きていくような意見も出ているかとは思っています。

すぐに改善するのは、ちょっとシステム変えなきゃ無理だとか、あと条例変えなきゃいけないとか、そういう大変な項目もあると思うんですけども、手をつけやすい、現状の枠組みで変えられるようなところを、まずそこから手をつけて、ここをしっかりと変えましたというのを積み重ねていけ

れば、よりよい農業委員会になるんじゃないかなと思います。

多分皆さん、もっと松本市の農業がよくなってほしいという思いは一緒だと思いますので、ぜひいい方向に進んでいただければと思います。

議長

ありがとうございました。

私のほうから勝手に指名して申し訳ないんですが、前田委員さん、どうですかね。今後に向けた1つ何か提案がございましたら、お願いしたいんですが。

前田農業委員

せっかくですので、言わせていただきます。

私はブロック活動については、あまり推進委員と農業委員との交流というか、それははっきり言って本務ではないと。だから、私はそこに力を入れて時間を割くよりも、むしろ本来の業務であるお互いの中の農業そのものをするような、そういう活動とか、それから今問題になっている耕作放棄地をどうやってなくしていくかというところを、活動をどうやってやったらいいかというようにところに焦点を当てて私はやったほうがいいんじゃないかな。もうみんな大人だから、それをやらなくても、農業を通じてお互いし合えるということは幾らでもできるので、というような、そういう方向が1つあるんじゃないかなと私は思っています。

それから、もう一個、一人だけだと思いますけれども、女性を半分にしろという意見を私、挙げました。もちろん議論を活発にしなきゃいけないということもあるかもしれませんが、やっぱり男がこんなにいるということ自体がはっきり言っておかしなことで、全くおかしなことで、女性が半分いる社会で、農業だって半分やっていると思います。だから、思い切って半分ずつにしちゃったほうが、私はよほど改革ができるんじゃないかなと。2つ私は書きました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、女性を半分にしろというのは、2人いるのを1人にしろと言ったかと思って、私も最初は、すみませんでした。

その2人のうちの塩野崎さん、どうですかね。ちょっと今の現状について、今、女性の出ましたんで。

塩野崎農業委員

すみません、初めて農業委員になって、本当に1期だけでしたけれども、あんまり分からない、よく分からないうちに何か3年過ぎ、やっと幾らか分かるようになったかなというところで、私、これで退任させていただくんですけども、私もここ、書いたんですけども、皆さん、農業委員で、それぞれ地区推薦とか、いろいろな中でこうやって皆さん、それぞれ毎月お忙しい中、こうやって来て、いろいろな議論をして、少しでもいい方向に向かうためにやっているんですけども、なかなか出席してもらえない委員さんがいるということは皆さん見てもらって分かると思うんですけど

ども、その対策というか、やっぱり皆さんそれぞれお忙しいこともあったり、具合が悪いということもあるんですけども、なかなか3年間の間にお見えになれない方もあったということは、事実、私ばかりじゃなくて、多分ほかの方も思っている方あると思うんですけども、そういう方、今後農業委員さん、これから新しく次回8月、また入るんですけども、やはり推薦されたり、自分になった以上は、やっぱり責任というものがあるので、今後のなっている方に対しても、またぜひ一緒になってここでいい方向に議論していただく、そういう気持ちを持ってやっぱり最初からここに座っていただきたいなという、希望ですけども、そんなふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

上條信さん、あれですかね。何か言い残すことは。

上條信推進委員

すみません、上の空で聞いていてあれなんですけど、大変失礼しました。

私、2期の農業委員と今の推進委員のほう1期やらせていただいたわけでありまして、大変お世話になったわけでありまして、その中でも、移動農業委員会というのを取り入れてもらったわけです。しかし、コロナの関係で、今回はできなかったと思うんですけど、ぜひそれを継続をしてやっていただきたいと希望するところであります。

それから、市長との懇談というか、意見書というか、あれ出しますよね。あれは出して、こうしますという回答をもらうんですけど、翌年度に結果として何をどこまで何%ぐらいやったという回答を是非していただくような懇談会をやっていただけたらと思っております。

それから、さっき欠席委員の話もあったわけでありまして、私も度々ここで聞かせてもらったりすると、一度も顔を見たことがない農業委員の方もいるということで、それに対する対応というのは、事務局で何かをしているのかどうかということをお聞きしたい。

それから、いろいろなことで申し訳ございませんが、全国農業新聞の扱いですね。これは誰しも農業委員の方で好き好んで一生懸命やろうという人はあんまりいないと思うんですけど、内容は。したがって、1人3部ということでここで決議出されてやったとすれば、最低でも3部はやっていただきたいと、全員の方が。ぜひこれは望んで、意見として申しあげたいと思いますので、お願いします。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

このアンケートの中でも、欠席を続けている委員さんに対する、私どもも含めて、事務局はどういう対応をしているかというのが今、上條信さんのほうからご意見がありましたので、板花補佐。

板花局長補佐

欠席がちな委員さんにつきましては、その都度どんな状況なのか、何が支障になっているのか確認してきて、3年という任期の中で、最初の1年、

1年半ぐらいは割と出席率はよかったかなと思うんですが、後半ですね、2年目の後半、それから3年目になって出席率が落ちてきたりしまして、ご本人にも状況を確認したり、どのような理由があるのかというようなことは、いずれにしても、総会の前には欠席者は連絡もらうようになっているものですから、もっと言えば、欠席する場合は、代わりに地区に推進委員さんがいれば、ぜひ声をかけていただいて、推進委員さん出ていただくようにということもお願いしてきている中で、必ずご本人と接触する機会はあるものですから、その都度その都度確認はする中で、それなりにお体の関係の理由であったり、仕事の都合等、お聞きする中では、そういうような回答をいただく中で、現実的にはそれはしてきているんですが、それ以上の対応、それ以上の対応というのはどういうことなのか、具体的なことはちょっと、どういう対応が取れるのかということは、具体的な検討は現実問題、事務局としてはしてはおりませんが、なかなかそれ以上のところまで踏み込めない、というのが現実でございまして、そうはいつでも、特に地区から推薦された委員さんにつきましては、地区で推薦した方の推薦者の立場からしてみれば、推薦したのにどうしてなのかというような話で、推薦した方にもある程度の一定の責任というようなことがあるかと思しますので、そこら辺は慎重に取り扱わないといけないと思うんですが、ちょっと現実問題として、理由を聞くまではやっているんですが、その後の対応というのは、事務局としてはちょっと難しかったという思いが……

議長

今、補佐のほうからそういう話がございまして、次期の体制に向けて、できるだけということで、悪いけれども人任せにしないでいただきたいということでありますが、既に議会の承認も得ているわけでありまして、次期は決まっているわけでありますが、これに対して何か意見、皆さんありましたら、お願いしたいと思っております。

それでは、まだちょっと時間もありますので、ご発言をお願いしたいと思います。波田野委員と目が合いましたので、どうぞ。

波田野推進委員

推進委員だけどいいかい。

前回までは選挙で、勝手に替えることはできないと思うけれども、今度はいわゆる地区の推薦で、市長の任命になるよね。地区の責任として、代表としてふさわしくないという格好なら、推薦し直してもらうような制度をつくってもらったほうがいいんじゃないかと思っております。選挙じゃないんで、もう推薦だから。

地域としての代表としての役目を果たしてもらえないんなら、地域から、農業委員会として、または市長からでもいいけれども、代表としてふさわしい者を出してくださいというような感じで、勧告みたいな形の仕組みをつくってもらったほうが本人のためにもいいんじゃないかと思うけれども。

議長

どうですか補佐、そんな意見ですが。

板花局長補佐

法律の中で、委員を解任とといいますか、そんなこともできる規定は確かにあるもので、そこら辺の取扱いは今後の課題というか、慎重に判断しながら、法の中で確かにありますんで、そこら辺も次期体制の課題にしたいと思います。

議 長

この問題はさておいて、もう少し皆さんから建設的なお話をいただければと思うんですが、中條委員さん、何か面白いと言えればいいのか、具体的なご意見がありましたら。

中條農業委員

私もここで1期3年終わりました、あともう1期、もう1期か分からないですけども、一応1期やる予定になっています。当初、農業委員というのは何をやる仕事だっというのが全然分からなくて、先ほどの話になってしまうんですが、地区から任命されたわけですけども、そういう細かい仕事の内容、何をやるんだというのが、町会長の頃やっていた役職で、ほかの役員を決めるときには、こういう仕事が年間あるんだよと、これだけ出席しなきゃいけないとか、そういうことを言ったわけですが、自分の場合はそれがなくて、受けてしまったんですが、受けた以上やしっかりやろうということで、ちょっと3年間に1回休んだんですが、自分では一生懸命やってきたつもりです。

そんな中で、やっぱりこの総会の内容として、もうちょっと、変な言い方できばきというか、そんな形でやっていただければすごいありがたいと思います。

中川さんも忙しくて出てこれないときもあったんですけども、みんな仕事を持っているのは当然であって、やはりその中を割いて、変な言い方でですけども、割いてやってくる以上は、やっぱり実のある総会、研修会とかいろいろやっていきたいと思っていますんで、その辺の考慮をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

私のほうから勝手に指名をさせていただきますが、波田の中澤委員さん、どうですかね。今、何か1期お願いした後。

中澤推進委員

私、1期目、推進委員ということであれさせてもらって、初め何をやるか全然分からなただけですけども、先輩が2人いたもので、教わってやっているわけですが、それで初めて知ったのが、こういう席へ出てきて、議決権というんですか、それが推進委員にはないと。ああ、これは楽だなと、逆に申し訳なく思ったわけです。議決した以上は責任がありますので。そんな無責任なこと言っちゃいけないけれども。

それで、推進委員という意味がはっきりね、やることは農業委員さんと一緒ですけども、一緒と言ってもちょっと、見回りじゃないが、農地を見に行くとか、そういうことはないわけですけども、あとは同じだと思って、

ここの会議にも出席しろと言えば、なるべく出るように努力はしてきているつもりですが、あと今後とも難しい、農業委員というのは難しいなと思っていますが、いろいろな質問もされますけれども、返答はできないので、すぐ聞いたりして、また答えてはいますけれども、そんなことで、もうちょっと頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

長谷川委員さん、どうですかね。今、1期終わった中で、ご意見をお出しただければありがたいんですが。

長谷川農業委員 私、最初依頼されたときに、農業委員って一体何をやっているんだらうって、そういう疑問から、じゃやってみようかということで、やってみたんですけれども、いまいまだ分からない。何か状況が、農業の状況が飛躍的に右肩上がりによくなっていくわけでもないし、何か狭い道に迷い込んだような感じを受けています。

議長 ありがとうございます。

私と中山地区で一緒に活動をお願いしている太田さん。

太田推進委員 それじゃ、私、小林会長と6年一緒にやらせてもらったんですけれども、私の感想やら述べたいと思います。

この農業委員会は、本というか、法律を読むと、農業委員会の目的というのは、農業生産の向上や、それから経営の合理化ということを書いてあるんだけれども、そういうことが目的ならば、そういうことについてもやっぱり議論をする場があっというんじゃないかなと私は思います。

それで、3条、4条、5条だとか、それから利用集積計画もあるんだけれども、一番の目的は、やっぱり議論する場をやっぱりつくってもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにどうですかね。また私が勝手に指名しておりますが、もしお手を挙げて、赤羽委員さん、隣で申し訳ない。ちょっと赤羽さんに。

赤羽推進委員 ちょっと思いついたもので、議員の成り手さんが少ない地区があると。議会の開催はどうしても日中になっちゃうんで、夜に持っていったらどうかというような試みがもう三、四年前にあったような気がするんで、もうちょっと短く区切って、会議の内容を。夜に持っていったらどうかと、農業委員会。ちょっと思いついた点が1点あったんで。

それと、農業委員会の改正があって、女性の割合を上げなさいと1点ある。それから、担い手の割合も上げなさいというのがありました。私は担い手のほうから出てきたわけですがけれども、地域的に担い手が少ない地域、山

東部の山の地域でありますので、大型の農家が少ない。私は地域営農の代表をやっているんですけども、耕作条件がちょっと厳しくて、受けたくても、もうちょっと一杯いっぱいな状態にある担い手さんが農地利用最適化推進委員に出てくると。借手はいないけれども、出し手はどんどん増えてきて、どこへ回したらいいか、全然受け手のほうがない状況で、非常に苦しい状況になっている点がありますので、必ずしも担い手の割合を上げたからといって、利用集積が進むというわけではないという現状があるというのが困った点だなというような感想を持っております。

以上です。

議 長

今、赤羽委員からそんな現状の話があったわけではありますが、竹島委員さんも、それから百瀬委員さんも、やっぱり中山間地のそういうところの現状について、もしお話ししていただければと思うんですが。

竹島農業委員

竹島ですけれども、中山間地につきまして、今お話があった担い手よりも出し手のほうが多くて、年寄りばかりで、もう病院通いもバスがない地域なんですよね。それで、市からの補助でバスを運行している地域の中で、病院へ行く人ばかりで、農業をやる人はいないと。それで、この人が待っていて、今度は会社、65歳になるで、担い手になってほしいというお願いをしても、いや、私はそれだけ投資して、農機具を何百万円も投資してやる力はないと。そういう現状の中で、この中山間地をどうやって守っていくか、これは地域全体で考えて、今、町会長も一緒になってやっているんですが、なかなか思うような手が出てこない。人が結婚すれば、みんな松本市内へ新居を構えて、集落へは年寄りだけと、こんなような現状の中で、人・農地プランの法律で定められている農地集約という取組までは全然頭が回ってないのが現状です。

それで、頭が痛いのは、次の農業委員さんにもお話ししているんですけども、どうやってこの地域、集落を守っていくかという先手のほうが大きくて、農業も、もう畑はやむを得ないなど。山に木を植えても、事務局では違反転用、こういうふうにはぱっと言われるんですけども、見て見ぬふりをするしかないような状況に来ているのが現状であります。

ですから、この中山間地を我々、どうやって守っていくか。77歳の昔で言えば年寄りなんですけど、私は集落ではまだ若手で、先頭に立ってやっていかなきゃいけない状態にあるもんですから、どうやって地域、集落を守っていくかという問題の中で、担い手を探すのも、出し手はいっぱいいてあれなんですけど、そういう現状を悩んでいるのが6年間やらせていただいた感想です。

以上です。

議 長

入山辺の百瀬委員さん。

百瀬農業委員

私、3期で、1期目に会議に出させてもらいましたけれども、やっと今に

なって仕事が分かって、できるようになったかなと思いますけれども、それはJAの三村委員がちょっと話されたと思うんですけれども、あまり最初の頃はJAと関わりを持たなかったんですけれども、ここへ来てJAさんと関わりを持つようになってから、小学校の田植えの関係もあるもんですから、そういうことも含めて、荒廃農地であったり、いろいろな方面で課長さんと窓口に行き行って相談したりなんかしていると、仲よくなるというと語弊があるんですけれども、意思、思いが同じようなところにあるもんですから、荒廃している農家のところへ何回もお願いに行ったりなんか、一緒に行ったりなんかしてもらったもんで、そういうことを何回かやっていると、どんどん仲よしということはないんですけれども、同じ共通の仕事を一緒にやるということで、地区を離れた隣の中川さんのほうのところも含めて、荒廃しているところを農協を絡めてやっていると、割とよく、最近よくなってきたというような感じがします。

あとは、たまたまうちの場合は、ブドウ作りのことは、新規就農の若い人たちがたまたま何人か入ってくれたもんですから、そういう人たちが入ると、やっぱり地区は元気になるもんですから、幾らかいい方向に向いたのかなとは思いますが。

あとは、私の意見として、もっと昔は事務局って言っちゃいけないんですけれども、農政課とか事務局が農地パトロールとか、いろいろな活動のときに地区へ、ちょっと現地を見てもらった回数が多かったような気がするんですけれども、たまたま今回、ブロック活動でそういうことをやって、女性の方が2人担当でついてくれて、ブロック活動で一緒になってやってもらってから、事務局との距離がうんと近づいた感じがして、話しやすいし、何か親しみやすいというか、壁がうんと低くなったような気がするもんですから、もっと事務局のほうでも現地へ出てきてもらったほうがいいんじゃないかと私は思いますけれども、私の意見だけで、辞める人がこんなことを言っちゃいけないんですけれども、以上です。

議 長

今、事務局がもう少し現場へ足を運べというような意見でございましたが、補佐。

板花局長補佐

私も全く同感で、委員さんのほうに近づいていきたいと心の中では思っておりますので、事務局は現場から離れてはいけないと私は個人的には思っていますので、来期に向けて一層、例えばブロック活動を通じてでもいいですし、事務局が現場に関われるように頑張っていきたいなというふうに思っています。

ちょっと一時的にですね、農地パトロールについては、制度改正もあって、委員主体の農地パトロール、利用状況調査というようなのが、例えば農地利用最適化交付金というの、委員自らの現場活動を充実させる対価として農地利用最適化交付金というようなものを活用するというようなことになってきたもんですから、一方では、それに甘んじることなく、事務局としても現場から離れてしまうことは大変危険だと思いますので、委員と一

体となる事務局でありたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

先ほど三村委員さんから、農協に対する姿勢というようなことでお話を伺ったわけですが、あづみ農協から二村委員さんにその辺の状況と梓川に対する対応等についてお話をいただければと思ひます。

二村農業委員

すみません、梓川の状況、土地のことは、やっぱり本当に昔だったら本当うらやましいような土地も、今は後継者がやっぱり少なくなってきた、そこが本当は水田だったのに、ソバ畑になったりとか、リンゴ園のほうも、実は先日もあったんですけども、借手がもうやめてしまつて、そこを作ってくれる人がいないからということとか、作っている人が何かいなくなつちやつて、もうリンゴなので、ちょっと病気が入つちゃうから困るとか、何か本当に現実にいっぱいそういう話があつて、私のところに来て、近くの人に聞いたりして、今、その人がどこにいるか調べたり、何かそんなことが現実に起こっています。

それで、今はまだいろいろところで困ると言うのと、作つてくださる人はいるんですけども、これから5年先、本当に事務局の川村さんたちと梓川地域が今後5年、10年後にどうなるかって、ああ、このままでは困るなというふうに私、本当に思つていて、実はさっき女性の話があつたんですけども、昨日もJAのほうで中央会のほうから話があつて、これからは女性に関わつてもらいたいって本当に言われて、どこに行つてもそういう話はあるんですけども、さっき前田委員さんが言われたんですけども、私なんかすごい出しゃばつているほうなんですけども、本当に訳が分からないというか、女の人たちは今の現状を知るすべがないというか、こういうところにもあまり出ないし、やっぱり大事な役員は、本当は私も梓川を見ると、私一人女の人を農業委員でいさせていただく。あとの50人いれば、全員男の人でという状況で、やっぱり女の人たちが今の状況が分かれば、今と違う発想が絶対あるんじゃないかなつて思っています。

どこの会も、やっぱり決めることは大体男の人たちが決めて、女の人言うんですけども、その意見はやっぱり通らないというか、やっぱり少数でということがあります。

私はいろいろところで女性が出るようなそんな、2期目になるので、女の人たちがどんな考えでこれからやるか、現在どういうふうになっているかということが知れば、分かれば、きっとみんな考えが違うと思うので、何かそういうことを、みんなでどういうふうにしたらいいか分からないんですが、いろいろところで声をかけたりして、それがやっぱり農業を救うことじゃないかなというふうに、今現在のこの置かれているこういう状況が分かれば、きっと女性の考えで、また違う発想が出るんじゃないかなというふうに思っています。

議 長

ありがとうございました。

先日。27日に長野県の食と農業振興協議会の松本地区の部会がございまして、三村委員と、それから上條信太郎委員に出席をしていただきまして、出席者から非常に建設的な発言がありまして、県の対応をしていただいたわけでありますが、それも含めて、上條信太郎さんにお話をいただければと思います。

上條信太郎農業委員 発言をしたいと思います。

皆さん方の意見を聞いて、3つほど発言したいと思いますけれども、1つは、専門的な団体からの代表には、それなりの責任といいますか、バックがありまして、こういう、今日ここに4人いるわけですけれども、地区の代表とはちょっと違った議論を戦わせる場を用意してほしいなということを1つ感じております。

私は土地改良区ですけれども、今、小林会長がおっしゃっていただきましたけれども、私、農業委員の人たち、お互いに期待する立場で、先だっては河西部のほうは、水の問題に関しては、奈川渡ダムの蓄積とか、大きなアルプスとかということがあって、比較的河西部の人たちは水に対する危機感があんまりないんですね。いつでも水が来るって。でも、西から見ていると、東はすごく心配になる。そういう意味では、小さな土地改良区がいっぱいあるのが東側ですけれども、本当にこの状態でいいのかということを大変心配しております。

それで、農業委員というような政策とか現場をよくする人たちが、将来の水、もう温暖化の中で必ず水の問題が起きてくることは分かっていますので、そういった問題も含めて、土地改良の問題については、より一層の、合併とかも含めて、力のある組織をつくってほしいという発言をしております。

それから、2つ目は、今まで市長提言という形が伝統的な形でやられてきたわけですけれども、私は政策というのは、せっきく松本市に来ているから、議会、それから予算の確保、このことを一連の作業として、農業委員会ならやっぱり当初予算にしっかり盛りさせるという準備をちゃんと時系列でやれる組織でないと駄目だというふうに考えています。

何かぽっと出たものを市長懇談会で投げかけてみても、やはり駄目だと。しっかりとした、時間がかかっても政策提案、その中で受けて、いろいろな意見も出てくる場としての議会との連携とか、そういうものを含めて、当初予算でそういう政策をぶつける、これをぜひともしてほしいなというふうに思います。

3つ目は、大澤さんが発言したやはり改良区で今、機構改革を本当に迫られていまして、各地区の代表みたいな人たち、結構多いんですよ。梓川土地改良区で言えば、100人いるわけです。大変なことなんですよ。

それで、組織改革は、今、委員の人数の減員ということにもつながっていて、じゃどうするのかということで、現在、総代が担っている維持管理の仕事を、最適化推進委員みたいな現場を支える人間、そういう組織を再構築しなきゃいけないと。ある意味では、今以上に従事してつくらなけれ

ばいけないと。そして、それに対する予算措置は当然取っていかなくやいけないという考え方で今います。

それで、この問題は、さっき言った地域に合った最適化推進委員の適正な配置というか、それに該当することですけれども、ぜひとも農業委員会でも現場の実情を踏まえた中で、そういうことの見直しといいますか、そういうのもしてみるべきだなというふうに考えています。

最後に、保険ですけれども、保険、誰かの応援を頼むときに、検討するという段階じゃ今ないんですね。私、2回訴えられた。これは弁護士から送られたので言うと、目の玉飛び出すぐらいの金額で初め来ちゃうんですよ。でかい組織になると、日常的に訴えられる。本当に法律的な問題が、まさかと思うことで訴えられちゃう。本当に農業委員会も、当然のことながら、応援を仰ぐときに、ありますからね、いろいろな保険がありますから、その日にちゃんと判子さえもらってすれば、安い保険でも、何かあったときに、何百万円とか、1,000万円単位で訴えられてくることもある。それが現実ですので、なるべく急いでそういう現実に沿った組織体系をつくっていくと同時に、それに伴ういろいろなリスクが出てきますので、保険ということはちゃんと整備していくべきだというふうに思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

もう一方、橋本委員さん、どうですかね。現状の心境でもいいですし。

橋本農業委員

自分の地区は参考にはならないと思いますんで、そのつもりで聞いておいてください。

農協の話をする、まずはもうJAあづみさんが逃げていっちゃったと、そういう感じであります。もう相談する人もいません。自分たちで何とかやらなくやいけないと、そんな感じであります。

それと、自分の地区は直接支払い制度というのを取り入れてやっていますが、やはり先ほど竹島さんが言ったように、出し手が多くなってきて、担い手ももう私みたいな年の人っきりになってきちゃって、80歳ではまだ草刈りやったりして、面積が1反歩の3分の1は土手と、そんなようなところで、斜面が大体45度以上の斜面のところを80歳の方が草刈りを担いで一生懸命やっておるんです。そんなようなところですので、本当に皆さん聞いても参考にはならず、笑い話になっちゃうんだけど、本当に大変なんです。

農業委員会に来たときに、やっぱり自分の地区のところのいいところ、悪いところを皆さんで出し合って、その会議のときに一つずつでも、じゃ奈川地区はこういう問題があるんだと。じゃ、皆さんで奈川地区の問題を考えてもらって、いい答えを出してもらおう。私、そういう会議のほうがこれからはうんと大事になってくるんじゃないかなと思います。

申し訳ないけれども、参考にはならないと思います。ありがとうございました。

議 長 いえいえ、ありがとうございました。今、そのとおりだと思いますが、濱委員さん。

大澤推進委員 会長、何時までやりますか。

議 長 4時半まで。

大澤推進委員 半でもって閉めますか。それとも5時で閉めますか。

議 長 どちらがいいですか。1

大澤推進委員 いや、だらだらとやってもしょうがないと思うんですよ。ですから、きちんと決めてください。

議 長 4時半まで皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、お願いします。
今、皆さんから意見聞きましたが、あと5分ですが、何か今の意見の中で皆さんご意見がありましたら。
濱さんをお願いしたいんですが、濱さん、どうですかね。

濱農業委員 時間がありませんので、ぱつと言いますが、まずは私、農業委員になって一月もたたないときに、おお、名誉職かと言われて、それが始まりでした。それで、世間はそうやって見るかなと思ってやっていたんですけども、なかなか今までの慣習というのは変えられないという、さっきの入学式とか運動会の来賓もそうですけれども、そういう付帯はコロナのおかげで一切なくなったもんですから、業務に専念できる日々が続いて、非常によかったんですけども、世間の見方はそうかなと思うもんで、いろいろあるときは、もうできるだけそういうものは排除しようという方向で今日までやってきました。これからもまたそんな方向で島立は行きたいと思いますが、私は農業委員になる前から地区の営農組合だとかJA関係の組織のメンバーに入っていましたので、大概島立の場合はJA関係の組織の中には農業委員という枠があって、最適化推進委員もそうですけれども、入っているんですけども、二枠で入るといようなことになって、それもあつたり、島立の場合、営農組合の事務員と営農生活課長で農地のこと、転作から何から全部回していますので、私としては非常に、橋本さんの後でちょっと申し訳ないですけども、非常に楽をしてやっているというような状況で、荒廃農地だとか遊休農地についても、そちらの方々と連携しながらやっていけばという思いで、できるだけ支所には顔を出すようにしております、理事の次ぐらいに農協へ通っているかなというふうに思いますけれども、おかげさまで割合スムーズに業務はやれているような状況でございます。

そんなことを現況報告というような形でございますが、終わりたいと思い

ます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

できるだけ委員の皆様からお話を聞きたいと思ったわけではありますが、私のほうから勝手に指名させて、皆様からお話をいただいたわけでもあります。ありがとうございました。

4時半になりますので、このことはここでひとつ打ち切りをいたしまして、通常に戻りたいと思いますが、報告事項に入りますが。主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、26ページ、27ページお願いいたします。

26ページにつきましては、7月の行事内容になります。このような行事が行われたということで、ご確認をいただきたいと思えます。

また、入山辺公民館との共催事業に移行したんですが、明日は北東部ブロックの活動ということで、ソバの種まき作業があるということです。またご承知おきをいただいて、ご協力をお願いいたします。

8月の予定でございますが、27ページお願いします。

8月12日は、このようなことで、辞令の交付やら、推進委員さんの委嘱状交付やらということで、臨時総会がありますので、ご予定をよろしくお願いいたします。

すみません、8月31日ですが、継続の委員の方はちょっとご確認をお願いしますが、8月の総会、2時45分ということで考えておりますが、その前に、新しい委員を迎えますので、委員研修会を1時間半ほど予定してございます。継続される委員の方で、またこちらの農地法とか、基本的な法律のおさらいといえますか、本当に初歩の研修になります。継続の委員も希望があればご参加いただくことが可能ですので、お願いしたいと思います。またご案内は差し上げます。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思えます。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

最初に、松本農村支援センターからの情報提供ですが、本日は戸谷補佐が都合により欠席のため、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

本日机の上にお配りしております令和3年7月30日付の松本農業農村支援センターの資料を見ていただければと思います。

一番最初のところで、中信平土地改良区連合の用水確保の現状ということで、上條信太郎委員のほうからご説明があったとおり、現在の貯水量は十分あると。不安要素はないけれども云々ということでございますので、無駄なかけ流し等行わないなど、ご協力をお願いしたいと思います。

あと、5ページのところに、中川委員さん他お見えですが、山辺地区農業再生協議会で作成した防犯対策リーフレットというのがありますので、参考までに、高級な果物を泥棒が狙っていますよというようなパンフレット、リーフレットがありますので、お目通しをお願いします。

あと、今、回覧を皆さんにさせていただきました。長野県の農業試験場の情報ということで、農業技術レーダーというようなことで、戸谷補佐のほうからぜひ回覧してくれというようなことでありますので、その中から。新品種の紹介ということで、小麦のところで、ハナマンテンというような、今、強力粉の中でハナマンテンというようなものがあるんですが、今度ハナチカラというようなものが育成されて、こちらはかなり期待できるということでございますので、こちらのほうに段々置き換わっていくんじゃないかというふうなご紹介がありました。

また、中力粉も、本文なんですが、食味が良好というか、うどんにしたときに、うんとぷりぷり感がある新しいしろゆたかという品種が開発されて、こっちがこれからだんだん、食味もいいし、シフトチェンジしていくんじゃないかというふうな、そんな紹介がありましたので、お目通しをお願いしたいと思います。

農業農村支援センターからの情報提供は以上です。

議 長

報告事項は終了いたします。

続きまして、事務局からその他の連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、就農希望情報ということで、封筒に1枚入れましたけれども、委員さんと事務局がどのように連携していけばいいかというようなことを模索する中で、試行している取組でございますが、7月に相談があった就農希望情報ということで、20代後半の方なんですが、市内どこでもいいんですが、ダリヤと草花を栽培したいと。50アール以上できれば耕作面積が欲しい。今、青木村まで行っていろいろな研修を受けていると。当初は50アールより小さくてもいいけれども、周辺で拡大余地がある農地を希望したいと。標高が高く景観のよいところを希望しているが、まずは面積が優先だと。できれば水は欲しい。自分で販路を拡大していきたいとい

うようなことだそうです。

橋本委員のほうからちょっと興味があるよということで連絡をいただいているものですから、また情報をつなげればいいかと思えますし、それ以外の委員さんで、ぜひこういう農地があるけれどもというようなことがあれば、また情報をお寄せいただければと思います。

この方は、松本農業農村支援センターとか、いろいろなルートへ情報提供を求めているようですので、また詳しい情報があれば、またつないでいきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一枚、ふるさと納税の関係で、ふるさと松本寄附金というように、本日1枚物でお配りしております。

ふるさと納税の返礼品の調達にご協力いただける、返礼品を提供していただける事業者を募集しているということで、これ、8月20日まで募集しているということで、移住推進課が担当になります。

例えば、今現在どんなものがあるかといいますと、1万円寄附を寄せていただいた方には、スイカ1玉とか、リンゴ3キロとか、長芋二、三本のセットとか、農産物加工品の詰め合わせとか、いろいろなメニューがあります。2万円寄附していただいた方は、風穴で貯蔵した地酒のセットとか、山辺ワインのセットとかというようなメニューがあります。3万円寄附された方には、ブドウの黄華、三、四房入ったものを二箱プレゼントするというような、そんなものがホームページをのぞいたら、農産物の中ではありません。

もし興味がある農業者の方、あるいは委員自らでも結構なんですけど、8月20日までそういうふうな返礼品の農産物を募っているということですので、ご承知おきをいただきたいと思えます。

あと、利用状況調査、今日締切りということで、結果を出していただきたいというご案内はしておりますが、その農地パトロールのプレートを退任される委員の方は出していただきたいし、もし本日お忘れになったということであれば、ぜひ早めにお届けいただきたいと思えます。

それから、利用状況調査の関係などいろいろな書類等ありますけれども、退任に当たっては、守秘義務ということをもう一回ご確認いただければと思います。職務上知り得た秘密は漏らしてはならないと。委員を辞めた後も同様でございますので、農地の調査や現場活動で知り得た個々の農家の個人情報などは、べらべらしゃべらないようお願いしたいと思えます。

あと、本日、連絡先報告書というようなもので、電話番号とかファクスとか分かっているんですが、メールアドレスなんかもお出しいただければ。これ、次期継続委員の方、ぜひご協力いただければということでご案内をしていますので、よろしく願いします。

最後に、この後、旅行積立金の返金がありますので、総会終了後、ちょっとこの場に残っていただいて、4万円程度のものがありますので、お願いしたいと思えます。

その他、駐車券の処理等につきましてはいつもどおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

三村委員。

三村農業委員

大澤委員さんからの約束、大分過ぎちゃっていますけれども、2分ほど。

先ほども折り込みか何かで凍霜害の紙が入っていたかと思えますけれども、ご承知のとおり、4月、大変低温な日が続いたわけですがけれども、その中で、長野県下全域ですがけれども、凍霜害の被害が発生しております。しかし、県下で約20億円と言われてはいますが、この中信地区で、ハイランド管内で約6億円の被害が出ております。そのうちの約5億6,000万円ぐらいが果物関連です。リンゴ、梨、桃関係です。そういった中で、行政にもいろいろな要請も上げさせていただいております。隣のあづみ農協さんと一緒に、また松本市のほうにもそんな形を取らせていただきますけれども、それで済めばよかったわけですがけれども、7月14日には、山辺地区、ワイナリー、谷を挟んで、局所的な場所ですがけれども、限られた場所の中でブドウの被害が発生しております。房を整理し直さないと出荷できないような状態まで被害が出ておるのも実態でございますし、そのときにハイランドが大きくなりましたので、塩尻管内、片丘、野村地区のスイートコーンですが、大変大きな面積が倒伏しましたけれども、それは何とか粘り強いので、腰が曲がったままでも上は立ち上がるのかなと思っております。

そして、1週間後ですがけれども、21日、午後2時半頃ですかね。今井、朝日、山形、ご承知のあそこに東電の変電所がありますけれども、あの周辺、これもごく一部の局地的な場所ですがけれども、降ひょうの被害が発生しました。金額ベースで多いのは朝日地区のレタスですがけれども、被害が出ています。今井地区においても、果物関係、ネギ、スイカ等も発生しておるわけですがけれども、これも約1億円弱ぐらいの被害になろうかなんて思っています。

本当に今年も全国的に局地的な大雨等々も発生しておりますし、一昨日ですか、台風等も上陸したというようなことの中で、こういった気象災害、これからまだまだ秋の収穫、採り終わるまで長い期間あるわけですがけれども、そういった中では、できる対応はきちっとしていただきたいし、農業委員の皆さんにも、そういった被害が発生していますということを共有していただければな、そんなことでお時間いただきましたんで、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

これをもって議長を退任させていただきます。どうもありがとうございます。

した。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 小 林 弘 也

議事録署名人 5 番 中 川 敦

議事録署名人 8 番 河 西 穂 高